

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 2 月 7 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600576号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600236号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

平成3年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

私の厚生年金保険の記録が、A社で平成3年7月31日に資格喪失し、関連会社のB社で同年8月1日に資格取得したことになる。A社からB社には転籍で異動したものの、1日の空きもなく継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、B社の現在の事業主の回答及び同社の事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し(平成3年8月1日にA社からB社に転籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係るオンライン記録における平成3年6月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主から回答を得ることはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成3年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを誤って同年7月31日と記録したとは考え難いことから、事業主から同年7月31日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は

請求者に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。